

様式第 4 号（第 11 項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	第 5 回 西脇市子ども・子育て会議 こども条例検討部会
開催日時	平成 30 年 12 月 26 日（水） 午後 2 時から 3 時まで
開催場所	西脇市民会館 相談室
出席委員の 氏名又は人数	5 名
欠席委員の 氏名又は人数	1 名
出席職員の職・ 氏名又は人数	3 名
公開・非公開 の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	0 名
議題又は 協議事項	1 （仮称）西脇市こども条例素案について 2 今後の予定について
会議の記録（概要）	
発言者	<p>議事 1 「（仮称）西脇市こども条例素案について」 まずは前文について事務局から説明をお願いします。</p> <p>（【資料 1】に基づき説明）</p> <p>前回までにいただいた多くのご意見全てを反映されたとはいえませんが、可能な限り取り込んだかたちに努めました。</p> <p>社会問題の部分について、前回いただいております「育児放棄や虐待」としてはどうかというご提案については、「育児放棄」は広い意味では虐待の一つであることから、あえて「虐待など」とまとめさせていただいています。</p> <p>さらに、「市民全ての願い」ということをどこかに</p>
部会長	
事務局	

	<p>入れられないかのご提案いただいたところについては、最終段落に表現しました。</p> <p>次に、こどもたちは今が大事だというご意見は、第3項で「こどもたちの今を、そして、その成長を、保護者とともに地域全体で見守り、支えていく」という表現を使わせていただきました。</p> <p>最後に、第5項では「地域の宝であるこどもたちが」と、ここでは簡単に素直な表現に変えさせていただいています。条例を制定して取り組んでいく決意表明というかたちです。</p>
部会長	<p>これまでの部会で議論させていただいた中で、洗練されてきたと思います。今回を一旦の区切りとしてある程度のかたちを作り上げていきたいと思います。</p> <p>ただ、今回は内容の確認ではなく、前文と条文について率直なご意見をいただいて、それを踏まえた上で事務局の方でかたちを整え、子ども・子育て会議やパブリック・コメントに流れていくと思っていただけたら。</p>
委員	<p>このように仕上げていただいて嬉しく思います。</p> <p>形式としてですが、上から3行目の「こどもたちはこれらを誇り思い」の「に」が落ちていること、また、文をまとめていくときに「播州」の「播」や「希薄」の「希」などのように単語が末尾で切れないようにしてほしいと思います。</p>
部会長	<p>形式的なところで、読みやすいように、文字の漏れが無いように、ですね。</p> <p>前回欠席された委員はどうでしょうか。</p>
委員	<p>事前に意見を言わせてもらって、私の思いも入れてもらっていますし、スッキリした文章になっていると思います。</p>
委員	<p>私は、これだけ短い文章の中に必要なことをたくさん盛り込まなければならない条件のもと、一文字一文字丁寧に厳選して作られた文章だと思います。</p> <p>事務局の方々は大変だったと思いますが、良い文章</p>

<p>部会長</p>	<p>に仕上がって、意見も盛り込んでいただきまして感謝しています。今日は特に意見はございません。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたが、こういう言葉が入った方が良くといった「市民全ての願い」や「今を大切にする」など、うまく入ってきていると思います。</p> <p>委員の皆さんからは肯定的なご意見をいただいていますし、前文については、この会議の時間内に、ご意見をいただいて構いませんので、議事を進めます。</p> <p>次は条例の具体的な内容の条文について、委員の皆さんには前回ご意見いただきましたし、第9条以下を読んできていただいていると思いますので、まずは事務局から説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>(【資料2～資料4】に基づき説明)</p> <p>資料2については前回ご検討いただいたものを踏まえて、再度事務局案とさせていただきます。資料3は条例の素案、全体のもので、資料4は全体のイメージ図です。</p> <p>第2条(3)の根拠法令について、前回、委員からのご意見のとおり、本市の就学前教育・保育の状況からみて、幼保連携型認定こども園の根拠法令を挙げた方が良いのではないかと事務局でもそう考えましたので、変更いたしました。</p> <p>第3条(2)について、前回ご検討いただいた第4条案の「愛情を持って」という表現をどこかに入れてほしいというご意見から、事務局もその思いがありましたので、こちらに追記しました。</p> <p>第4条について、こちらも皆様のご意見を踏まえまして、案1を採用しました。まずは心身ともに安らぐことができる家庭環境づくりが大切であるというご意見を多くいただきました。たしかに、家庭が自分らしく過ごせる心地よい居場所であってこそ健やかに成長ができると考え、1号目にあげています。また、(2)についても、これまでの部会でありましたように、保護者はすぐに手を差し伸べるのではなく、子どもたちの行動や考えを引きだしてあげる支援が重要ということから、「見守り」を追記しています。</p>

	<p>第8条に「保護者とともに」という表現を入れた方が、より身近な条例になるのではないかとご意見をいただきましたが、前文に入れさせていただいたことでその表現をすることにしました。</p> <p>第11条について、誰もがいつでも相談できるというニュアンスが良いとのご意見いただきましたので、事務局もいろいろな表現を検討し、「利用しやすく」と追記しました。開かれた、分かりやすく利用しやすい相談支援体制づくりに努めたいと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>前回いただいたご意見をどう表現するか事務局で考えていただいていたものになります。9条以下は改めて前回の資料を読んできてもらいましたし、今回の資料も見てご意見をいただきたいと思います。</p> <p>前回の資料では第19条（委託）がありましたが、後で入るのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在、法制担当とも調整中です。掲載するかどうか結論が出てからになります。</p>
<p>部会長</p>	<p>逐条解説も作成予定であると思いますので、条例を市民の方が見る時には、この条文の位置付けを補足したのを見ていただくことができるようになります。</p> <p>これだけでは伝わらないというご意見もあると思いますが、条例は最低限の表現で、後は逐条解説の中で補足するようになります。</p>
<p>委員</p>	<p>第11条について、「こどもや子育て家庭が」という表現は悪くないのですが、さらりとしてしまう感じがして、こども条例なので、こども自身も相談に行ってもいいんだという意味合いも加えて、「こども自身が抱える悩み」という表現をしてもらえたらと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>子ども自身の悩みもこの条文に入ったらということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>それから第16条なのですが、これでいいと思いますが、私自身は、仕事はしたりしなかったりその時々</p>

	<p>頼まれ仕事で、基本は子育てに専念してきました。</p> <p>今の西脇市ではお仕事されている保護者の方が多いと思いますが、子どものそばに居たいという思いで一生懸命工夫してやっている保護者の方もいると思います。「仕事と子育ての両立支援の推進」とあると、仕事しなきゃいけないのかというふうにと取られませんか。</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見としては、両親が働いていることが前提になっている条文にも見えます。</p> <p>いろいろな子育ての環境はあるかと思えますし、ここも、事務局の宿題としてご意見をいただいて、条例が指すものは全てが全ての人に当てはまるのではなくて、それぞれの立ち位置に合った条文という意味合いもあります。この条文を見たことによって全ての人両立させなければならぬとイメージを持たないように、条文の中で表現できるか、もしくは逐条解説の中でこういう意味合いがあると説明が補えるか、宿題とさせていただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>12月16日の新聞で、児童相談所の職員を6割増しと記事がありました。その中で「子ども家庭総合支援拠点は全ての自治体で持つ」とありますが、第11条に「安心して相談できる子ども家庭総合支援拠点の体制の充実を図る」とその新聞記事と同じ言葉を入れていいものかとも思ったのですが、私には判断し難いのですが、どうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これについては、市町村に対しての努力義務で、平成28年の法律改正の時から、できるだけ作りなさいと進められているものです。2,800人の児童福祉士等を増やすのは県のスタッフのことで、人員的な充実をして手厚く虐待防止に対応できるように取り組みますよということです。</p> <p>先ほどおっしゃった拠点づくりはやろうとしています。市独自に人員を増やすことを含め、虐待予防や早期発見に対応していけるような体制を作っていくといけません。</p> <p>ただ、条文に入れるとすると、今必要と言われている</p>

	<p>るいくつかある中の努力義務の一つが前に出過ぎてしまって、あえてその名称を入れるのは条例そのものを狭めてしまうかたちにもなってしまいます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見として承っておきまして、逐条解説の兼ね合いもあるかと思えます。その中で落とし込めるかどうかは、これも宿題としておこうかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>第12条のところですが、西脇市のひとり親家庭の率が高いのかどうか分かりませんが、一般的に経済的困難の理由の一つとしてひとり親家庭があると思えますので、それも含めてもいいのではないかと感じるころではあります。</p>
<p>部会長</p>	<p>ひとり親家庭のことも入れてはどうかというご意見ですね。他にご意見はありませんか。</p> <p>振り返って、関連性も含め、どれだけ逐条解説の中で表現できるか、フォローアップできるかというところかと思えます。</p> <p>全体的なご意見はいただいたということで、これまでの議論の中で、条例の名前を仮称として進めてまいりました。名称についてもご意見をお伺いしたいところですが、事務局としてはどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>平仮名で「こども」としたものが一番優しい感じがするかなというところで、それを使わせてもらっているかたちになっています。</p> <p>他市ですと、明石市では「明石市こども総合支援条例」と「総合支援」を追加しており、尼崎市では「子どもの育ち支援条例」、宝塚市では「宝塚市子ども条例」と漢字の「子」を使っていて、これが一番多いパターンかと思えます。</p> <p>当市では一番親しみやすいかなと平仮名としていますが、やはり一般的には漢字だとなればそうしていきたいと思えます。</p>
<p>部会長</p>	<p>どうでしょうか、特にご異存が無ければ部会としてはこのような名称としてよろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、条例自体の内容は全般的にご意見</p>

	<p>いただいたとして、議事を進めさせていただきます。</p> <p>次に議事2「今後の予定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(【資料5】に基づき説明)</p> <p>パブリック・コメントについてですが、今回と子ども・子育て会議でいただいたご意見を元に修正させていただきます、3月に本素案をパブリック・コメントにかけさせて頂きたいと思います。</p>
部会長	<p>今日いただいたご意見について、事務局の方で修正いただいた素案を、西脇市子ども・子育て会議で検討していただくこととなります。議事3「その他」について何かございますか。</p>
委員	<p>素朴な疑問ですが、資料4に第2条の定義が無いのはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>これもまだ案としてイメージ図を作っておりますので、今は途中経過段階とだけいただければと思います。</p>
部会長	<p>最後に事務局の方から何かございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>これまで本当にたくさんのご意見をいただき、うまくまとめられないこともあり、委員の皆さんにはご迷惑をおかけしたこともあります。何とかここまでこられました。次の部会は来年度になりますが、良いご報告をできるようにしたいと思います。ありがとうございました。</p>
部会長	<p>以上を持ちまして予定しておりました議事は全て終了しました。ありがとうございました。</p>
問合せ先	<p>西脇市福祉部こども福祉課 電話：0795-22-3111（代）</p>